

# 静岡県東部柔道場連盟表彰規定

平成 3年 4月 1日制定  
平成11年 8月21日改正  
平成29年 9月 9日改正

## 第1条 (目的)

この規定は、静岡県東部柔道場連盟会則の表彰に関する規定に基づき、柔道場連盟の振興及び発展に功労のあった者の表彰について定めることを目的とする。

## 第2条 (表彰の基準)

表彰は、次の基準にしたがって柔道場連盟が行う。

- ① 柔道場連盟の発展に寄与し、功労顕著であった者。
- ② 柔道場連盟の振興に尽力し、功績顕著であった者。
- ③ 年齢30歳以上で、各道場役員として12年以上その職にあり、功労のあった者。

## 第3条 (役職年数)

前条③号の役職年数は、これを通算することができる。また、役職を離れた者が再び役職についた時は、その前後の在職年数を合算することができる。

## 第4条 (表彰)

表彰は、少年柔道大会の時に行う。但し、特別の事情のあるときは、臨時に行うことができる。

## 第5条 (追彰)

表彰を受けるべき者が、表彰の日以前に死亡したときは、追彰し、表彰状を遺族に贈ることができる。

## 第6条 (表彰者の決定)

表彰は、各道場より推薦された者を表彰委員会において審議し、これを決定する。

## 第7条 (表彰委員会)

表彰委員会は、委員長および若干の委員で組織する。委員長および委員は、理事会において該当年度に選出する。

## 第8条 (特別表彰)

- ① 第2条により過去に表彰を受けた連盟役員で、在職20年を越え年齢45歳以上で功績顕著な者は、表彰委員会に諮り特別表彰することができる。
- ② 理事会が特に功労顕著と認めた場合は、第2条にかかわらず表彰委員会に諮り、特別表彰することができる。

## 第9条 (感謝状)

第2条および第8条の表彰については、感謝状をもってこれに代えることができる。

付則 この規定に定めるもののほか必要な事項は理事会に諮って会長が定める。